

鳥取県選挙管理委員会告示第50号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、郵便等による投票用封筒に押すものを除き刷込み式とする。

平成24年12月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎